

富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金交付要綱

要綱第11号

平成30年10月1日

(目的)

第1条 この要綱は、富士見市内で生活困難等により支援が必要な子ども及び若者（以下「子ども・若者」という。）を対象とする事業を行う団体に対し、子ども未来応援基金（以下「基金」という。）から助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより子ども・若者の居場所づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における助成金の交付対象となる子ども・若者の居場所づくりとは、次の事業をいう。

- (1) 子ども・若者の学習支援運営事業
- (2) 子ども食堂運営事業
- (3) その他、子ども・若者の支援に関し必要と認められる事業

2 助成金の交付対象となる団体は、前項に定める事業を行う団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 富士見市内で子ども・若者の居場所づくり事業（以下「居場所づくり事業」という。）を行うこと。
- (2) 富士見市民が運営に携わり、代表者、運営スタッフ及び協力者等の人員が確保できること。
- (3) 居場所づくり事業活動が1年以上あること又は1年以上の継続が見込めること。
- (4) 月1回以上居場所づくり事業が運営できること。
- (5) 居場所づくり事業の参加者（事業の対象となる子ども・若者をいう。以下同じ。）の費用負担が無料又は実費程度のものであること。
- (6) 事業運営上、安全面及び衛生面について、適切な配慮がなされていること。
- (7) 居場所づくり事業の参加者の個人情報適切に管理されていること。
- (8) 地域へ適切な周知を図り、対象とする子ども・若者の参加を促す取組を行えること。

(助成の対象外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に規定する団体又は事業は、助成の

対象外とする。

- (1) 政治的活動及び宗教活動を目的とする団体
- (2) 営利を目的とする団体が行う営利を伴う事業
- (3) 国、県及び市から助成等を受けている居場所づくり事業
- (4) その他、会長が対象外と認める団体又は事業
(助成金の限度額等)

第4条 助成金の種類及び限度額は、別表第1に定めるところによるものとする。

- 2 助成金の対象経費は、別表第2に定めるところによるものとする。ただし、宿泊のための経費並びに団体内部の研修及び親睦のための経費は、対象外とする。
(助成金の申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業計画書 様式第2号
 - (2) 収支予算書 様式第3号
 - (3) 団体の活動が分かるもので会則、役員名簿及び事業内容を説明したもの
 - (4) 子ども未来応援基金助成金に関する誓約書 様式第4号
 - (5) その他、会長が必要と認める書類
(助成金の交付決定等)

第6条 前条による助成金の申請書を受理した場合には、会長は、その内容を審査し、速やかに助成金交付の可否について決定しなければならない。

- 2 前項により可否を決定した場合には、富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金交付決定・却下通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

- 3 前項により助成金の交付決定通知を受けた者は、速やかに富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金交付請求書(様式第6号)を提出しなければならない。
(助成金対象事業の変更等)

第7条 助成金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、助成金の対象となる事業の内容の変更又は事業の中止を行う場合には、事前に会長の承認を受けるものとする。

- 2 前項により承認を受けた事業に係る助成金については、その余剰が生じる場合は、速やかに返還しなければならない。
- 3 第1項により承認を受けた事業に係る助成金について、追加交付が必要な場合は、助成金限度額の範囲内で追加交付ができるものとする。
(事業報告)

第8条 被交付者は、交付を受けた日の翌年度4月30日までに富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金事業実施報告書(様式第7号)により報告するものとする。

- 2 前項の報告書を提出する際は、次に掲げる書類等を添付するものとする。
 - (1) 収支決算書 様式第8号
 - (2) 事業の実施状況等が分かる写真、参加者を募るチラシ及びその他実施実績を示す書類等
- 3 被交付者は、前2項により報告した事業に係る助成金に余剰が生じた場合には、その余剰の範囲内で速やかに助成金を返還するものとする。
- 4 会長は、第1項による報告書の提出を受けたときは、速やかにこれを審査するものとする。この場合において、助成金の額が適正と認められるときは、富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金確定通知書(様式第9号)により被交付者に通知するものとする。
- 5 第3項により返還額が生じた被交付者が、返還額を返還したときは、会長は、受領書(様式第10号)を被交付者に交付するものとする。
(助成金の交付取消し等)

第9条 被交付者が次のいずれかに該当する場合には、助成金の一部又は全部を返還させるものとする。

- (1) 助成金辞退の申し出があったとき。
- (2) この要綱に定める事項に違反する行為があったとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

助成金の種類	限度額（1 団体につき）
事業準備経費助成金	200,000 円
事業運営経費助成金	1 年度 150,000 円

※事業準備経費助成金については、1 団体 1 回限りとする。

別表第 2（第 4 条関係）

助成金の種類	助成金対象経費
事業準備経費助成金	備品購入費、施設改修費、事業開始に当た ての初期経費
事業運営経費助成金	食材費、光熱水費、消耗品費、会場使用料、 印刷製本費、保険料、報償費、通信費、保菌 検査費、講習受講料、事業運営に必要と認め られる経費

※いずれの助成金も人件費は、対象外とする。

様式第1号（第5条関係）

富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金交付申請書

年 月 日

富士見市社会福祉協議会会長 宛

申請者
所在地
団体名
代表者 ㊟

富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名称
- 2 交付申請額
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 団体の活動が分かるもの（会則・役員名簿・事業内容説明書等）
 - (4) 子ども未来応援基金助成金に関する誓約書

団体内助成金担当者

氏 名

連絡先（日中連絡の付くもの） 名称【 】

電話： （携帯・自宅・勤務先）

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

事業名称	
事業目的	
申請理由	
事業概要	
事業効果	
備考	

様式第3号（第5条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部 （単位 円）

科 目	予 算 額	摘 要
合 計		

2 支出の部 （単位 円）

科 目	予 算 額		摘 要
		うち補助対象額	
合 計			

様式第4号（第5条関係）

子ども未来応援基金助成金に関する誓約書

富士見市社会福祉協議会会長（宛）

交付を受けた助成金について、下記の事項の遵守を誓約します。

記

- 1 助成金は、富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める助成金の目的に沿う事業の経費にのみ使用すること
- 2 助成金を充てることのできる事業経費については要綱に定めるところによること
- 3 次の場合には、助成金の全部又は一部を速やかに返還すること
 - ①助成金を他の目的の事業に充当したとき 全部
 - ②認定された事業を廃止するとき 全部又は一部
 - ③助成金の実績報告の際、助成金に使用残があるとき 残額の範囲内

年 月 日

団体名
代表者名
住 所
連 絡 先

様式第5号（第6条関係）

富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金交付決定・却下通知書

富社協第 号
年 月 日

様

富士見市社会福祉協議会
会 長



年 月 日付けで申請のありました富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 交付決定

- (1) 事業名称
- (2) 交付決定額 円
- (3) 支払方法 概算払（口座振り込み）
- (4) 交付条件

ア この助成金は、富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金交付要綱に定める目的以外に使用しないでください。

イ 助成金対象事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に会長の承認を受けてください。

2 却下

（理由）

様式第6号（第6条関係）

富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金交付請求書

年 月 日

富士見市社会福祉協議会会長（宛）

団 体 名

代表者名



住 所

連 絡 先

年 月 日付第 号で交付決定を受けた富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 事業名称

2 交付請求額

円

3 助成金の振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協		
預金種類	普通預金 ・ 当座預金		
口座番号			
ふりがな 口座名義			
ゆうちょ銀行 (振込用口座)	店名		口座種目
	店番		
	口座番号		

備考 通帳の写し等振込先が確認できるものを添付してください。

様式第7号（第8条関係）

富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金事業実施報告書

富士見市社会福祉協議会会長（宛）

団 体 名

代表者名



住 所

連 絡 先

年 月 日付第 号で交付決定を受けた富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金について、助成金対象事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 事業名称

2 交付決定額

円

3 実施報告 別紙のとおり

4 添付書類

(1) 収支決算書 様式第8号

(2) 実施状況が分かる書類 事業案内（パンフレット）、写真等

別紙

事業報告書

事業名称	
事業概要	
事業効果	
備考	

様式第8号（第8条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

（単位 円）

科 目	決 算 額	摘 要
合 計		

2 支出の部

（単位 円）

科 目	決 算 額	うち補助対象額	摘 要
合 計			

様式第9号（第8条関係）

富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金確定通知書

富社協第 号
年 月 日

様

富士見市社会福祉協議会
会 長



年 月 日付けで実施報告のありました富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金については、下記のとおり助成金の額を確定したので、通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 事業名称 | |
| 2 交付決定額 | 円 |
| 3 交付確定額 | 円 |
| 4 返還額 | 円 |

様式第10号（第8条関係）

富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金返還金受領書

富社協第 号
年 月 日

様

富士見市社会福祉協議会
会 長



富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金要綱第8条第3項による返還金を下記のとおり受領しました。

記

返 還 額 _____ 円